

南房総市定例記者会見

日時 令和4年8月23日（火）

午前10時30分から

場所 市役所本庁舎 本館2階 第1会議室

【会見項目】

- 1 南房総市議会第3回定例会を招集
- 2 令和4年度予算をわかりやすく解説「ことしの予算」を発行
- 3 南房総市産業まつりフェアの開催
- 4 固定資産税（家屋）の課税誤り

【その他】

9月の行事予定

【次回の記者会見日時】

日時 令和4年9月26日（月） 午前10時30分から

場所 市役所本庁舎 本館2階 第1会議室

南房総市総務部秘書広報課

TEL0470-33-1002・FAX0470-20-4591

定例記者会見 令和4年8月23日 開催

会見項目No. 1

南房総市議会第3回定例会を招集

今定例会には、報告案件4件、条例議案2件、一般議案5件、予算議案3件、決算認定9件の計23件の案件を提出します。

決算認定のうち、「令和3年度南房総市一般会計歳入歳出決算」については、歳入278億2,554万6,068円、歳出264億4,988万9,423円となりました。

提出議案のうち、「令和4年度南房総市一般会計補正予算（第4号）」については、歳入歳出予算の補正、債務負担行為及び地方債の補正です。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億975万1,000円を追加し、265億9,867万円とするものです。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯生活支援特別給付金、民間保育所等へのコロナ対策補助金、木質バイオマス暖房機・薪購入補助金を追加補正するほか、第3子以降の学校給食費無償化を実施します。また、7月19日の大雨により被害を受けた林道及び市道の災害復旧費、定住自立圏共生ビジョンに基づく負担金、市道の維持・改良工事などの追加のほか、原油価格の高騰等による電気料金の高騰に伴う光熱水費の追加、職員の早期退職・人事異動に伴う人件費の減額補正が主なものとなっています。

【参考情報】

【問い合わせ】

南房総市 総務部 総務課 総務グループ 担当者：堀江・金木
電話：0470-33-1021 FAX：0470-20-4598

定例記者会見 令和4年8月23日 開催

会見項目No.2

令和4年度予算をわかりやすく解説 「ことしの予算」を発行

令和4年度「ことしの予算」を8月11日に発行しました。

「ことしの予算」は、市民のみなさんに、市の予算が何に使われているのか、具体的な内容をできるだけわかりやすくお知らせするための冊子として、平成19年度より毎年度発行しています。

令和4年度南房総市の一般会計予算は、当初予算と補正予算（1号及び2号）を含めて260億3,758万円となっています。

「新型コロナウイルス感染症対応」のほか、豊かな自然を活かした「自然との共生」施策、子育て世代の増加をコンセプトとした「子育て支援」、「教育の充実」、「仕事づくりの応援」、「移住・定住の促進」を中心に取り組みます。

あわせて、協働のまちづくり、社会資本整備などについても引き続き重点を置きながら、まちづくりの主役・担い手である市民のみなさまと力を合わせて、魅力あるまちづくりを実現してまいります。

【参考情報】添付資料 冊子「ことしの予算」

16,500部作成、全戸配布

サイズ：A4判、ページ数：24頁

平成19年度から毎年発行

【問い合わせ】

南房総市 総務部 企画財政課 財政係
電話：0470-33-1001

担当者：押元
FAX：0470-20-4598

定例記者会見 令和4年8月23日 開催

会見項目No.3

南房総市産業まつりフェアの開催 ～南房総地域の産品をオンライン販売～

南房総市産業まつり実行委員会(委員長:大川浩司)では、昨年度に引き続き、産業まつりの賑わいをインターネット環境を活用して再現し、地域事業者の販売機会を創出するとともに、市内市外の多くの方に南房総地域の産品を安心、安全な環境でご賞味・お楽しみいただけるよう『南房総市産業まつりフェア(オンライン販売)』を開催します。

南房総市産業まつりについては、例年11月末に屋外で開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場者や出演者、開催に携わるすべての方の安全面を最優先に考慮し、オンラインでの開催となりました。

フェア開催期間は、令和4年11月1日(火)から令和5年1月31日(火)までとなっており、販売サイトの楽天「南房総アンテナショップ」、「南房総いいもの市場」、「南房総MYトラベル」を活用し、生鮮品、加工品、飲食・体験メニューのカテゴリーに分け、幅広く展開します。

より多くの地域事業者に出店してもらうため、運営は(株)ちば南房総が行い、サイトへの掲載料(出店料)、販売手数料、送料を無料(販売手数料は7万円を限度)とするほか、受注の際は、週2回、最寄りの道の駅での集配をすることで出店者の負担を軽減します。

従来の産業まつりへの出店者のみなさまや、初めてオンライン販売を試みる事業者の皆さま、市内で既にオンライン販売を活用している事業者のみなさまなど、多数の出店をいただきながら、活気ある来年度の産業まつりに繋げていきたいと考えています。

<出店募集に関する説明会>

- ・9月7日(水)午後3時から 南房総市千倉保健センター3階 機能訓練室
- ・9月13日(火)午後3時から 内房商工会館2階 大会議室

<問い合わせ>

- ・出店に関する問い合わせ:(株)ちば南房総 ☎33-4611
- ・フェア・説明会に関する問い合わせ:実行委員会事務局(朝夷商工会) ☎44-1331
南房総市商工課 ☎33-1092

【問い合わせ】南房総市 商工観光部 商工課 商工振興係 担当者:白井
電話:0470-33-1092 FAX:0470-20-4230
e-mail アドレス: shoko@city.minamiboso.lg.jp

定例記者会見 令和4年8月23日 開催

会見項目No.4

固定資産税（家屋）の課税誤り

このたび、市内の分譲型ホテル2棟について、経年減点補正率の適用に係る用途区分を、本来は「ホテル」であるところを「住宅」として誤って評価し、固定資産税を過大に賦課徴収していることが判明しました。

納税者の皆様の信頼を損ね、また、ご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

該当件数は2棟合計で1,674件、納税義務者数は744人で、過去に所有していた対象者を含めると約1,450人になります。

返還金額については、地方税法に基づく還付ができない平成29年度以前分についても、南房総市固定資産税等返還金支払要綱に基づき過大徴収分を全額返還し、平成21年度から令和3年度分として、利息を含め約1,109万5千円を今回の議会に補正予算として提出します。また、令和4年度分につきましては、課税誤り額としては約193万5千円になりますが、到来していない納期がありますので、未納付部分の税額を減額し、既に納付済の場合には過納金を還付します。

今後の対応としましては、8月中に該当の皆様にお詫び文書を送付させていただき、可能な限り迅速に固定資産税の変更通知や還付手続を進め、再発防止策として、家屋の評価計算において複数の職員によるチェックを徹底するとともに、定期的に検証作業を実施します。また、職員の知識・技術の向上のための研修を実施して、税務行政の適正な遂行と信頼回復に取り組んでまいります。

※詳細は別紙資料のとおりです。

固定資産税の課税誤りについて

1 概要

市内の分譲型ホテル（区分所有建物（※1））2棟の固定資産税について、経年減点補正率（※2）の適用に係る用途区分を本来「ホテル」であるところを「住宅」として誤って評価し、多数の納税者に対して過大に賦課徴収していることが判明しました。

※1 区分所有建物…1棟の建物を構造上で複数の部分に分け、それぞれの区分が所有権の対象となるように建築されている建物

※2 経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率

2 建物別の概要等

(1) ホテルA

構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造 昭和63年建築
課税件数 347件、納税義務者91人（令和4年度※3）
過大に課税した期間 平成21年度～令和4年度（14年間）

(2) ホテルB

構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造 昭和54年建築
課税件数 1,327件、納税義務者653人（令和4年度※3）
過大に課税した期間 平成27年度～令和4年度（8年間）

※3 過去に所有していた対象者を含めた納税義務者 ホテルA約350人 ホテルB約1,100人 合計約1,450人（件数は、合計1,674件で変更なし）

3 経緯

本年2月、ホテルAの納税義務者から税額算出方法を確認したいと市に問い合わせがあり、調査した結果、3月に課税誤りが判明したものです。また、他の区分所有建物について調査したところ、5月にホテルBについても同様の課税誤りがあることが判明しました。

4 原因

ホテルA、ホテルBともに新築当時、家屋課税台帳に「ホテル」用途として計算した正しい評価額を登録した一方で、用途区分には「住宅」として登録する不適切な処理をしていました。ホテル用途と住宅用途では、適用される経年減点補正率が違うため、その後、評価替えごとに行う減価率の計算に錯誤が生じ、平成9年度から誤った評価額を算定するようになりました（初期は過小評価）。平成21年度からホテルAが、平成27年度からホテルBが、本来よりも過大に評価額を算定するようになりました。（裏面《補足説明資料》参照）

5 返還金額

税額相当分 約910万9千円＋利息相当分 約198万6千円＝合計 約1,109万5千円（市議会定例会に提出予定の補正予算案の金額。令和4年度分及び返還が生じない未納分は含んでいない。）

【内訳】

		税額相当分	利息相当分	備 考
地方税法に基づく還付	ホテルA	219万5千円	3万7千円	H30年度～R3年度分（還付金及び還付加算金）
	ホテルB	142万2千円	1千円	
市要綱に基づく返還	ホテルA	386万6千円	143万円	H21年度～H29年度分
	ホテルB	162万6千円	51万8千円	H27年度～H29年度分
合 計		910万9千円	198万6千円	

地方税法に基づく還付ができない平成29年度以前分についても、南房総市固定資産税等返還金支払要綱に基づき過大徴収分を全額返還します。

6 令和4年度における課税誤り額について

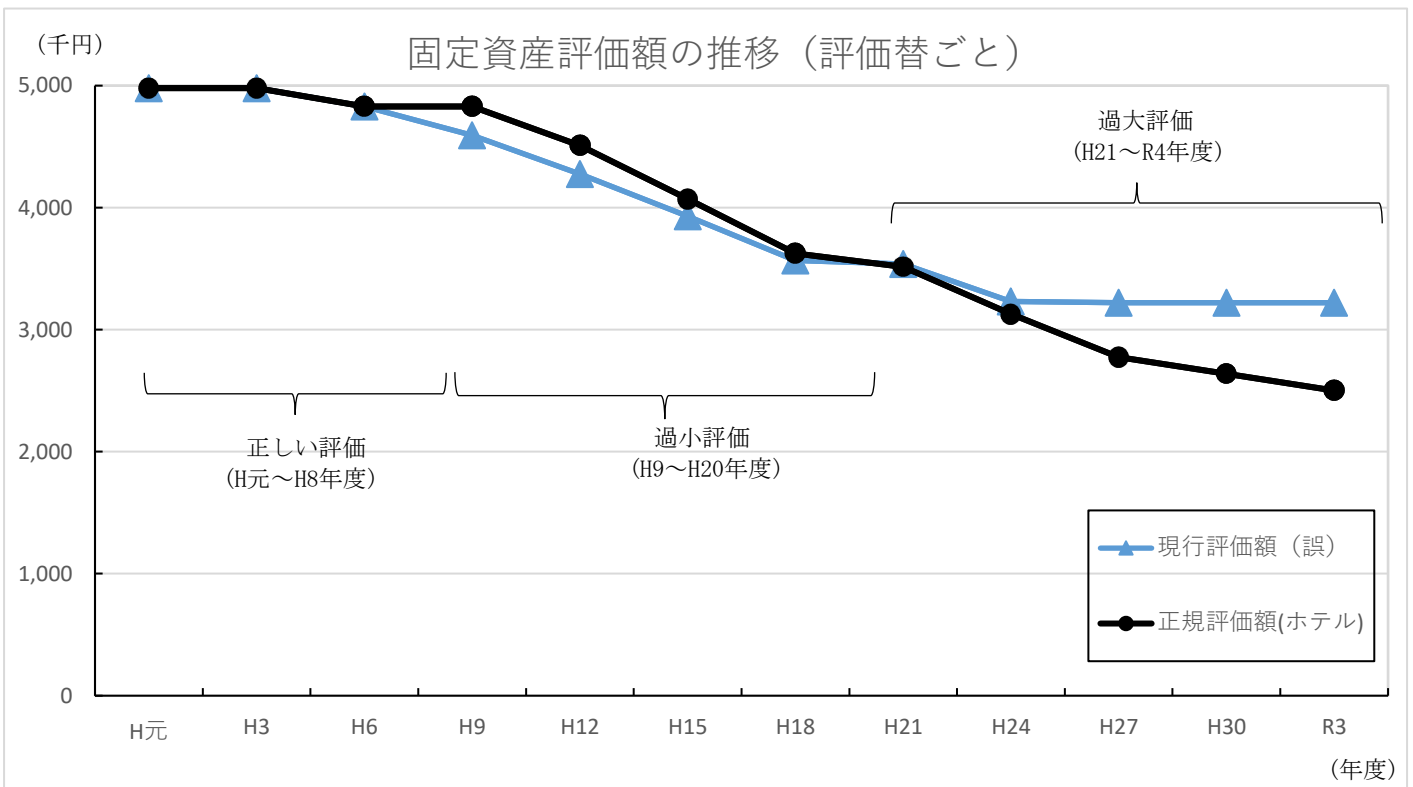
ホテルA約50万6千円＋ホテルB約142万9千円＝合計約193万5千円（未納分を含む。）

到来していない納期があることから、未納付部分の税額を減額し、既に納付済の場合には、過誤納金を還付します。

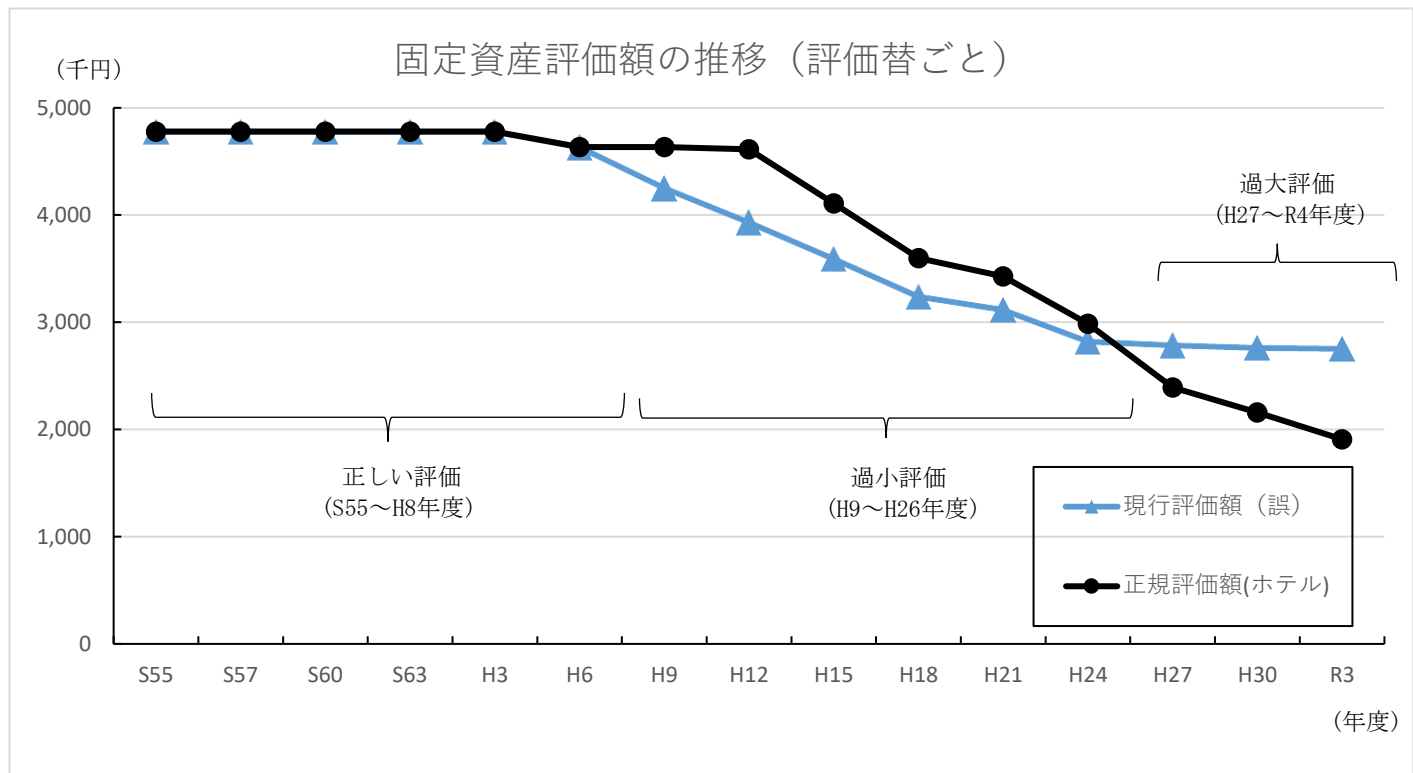
《補足説明資料》

固定資産評価額の推移の具体例

(1) ホテルAの区分所有1室（共用部分を含む床面積約45㎡）の場合



(2) ホテルBの区分所有1室（共用部分を含む床面積約45㎡）の場合



■お問合せ：南房総市市民生活部税務課 電話0470-33-1023 F A X 0470-33-3451